

長 建 協 発 第 1 0 2 号
平 成 2 7 年 6 月 3 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

平成 2 7 年の職場での熱中症予防対策の重点的な実施について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

職場での熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」（以下「基本対策」という。）により示しているところですが、平成 26 年の職場における熱中症による死傷者数は 423 人と、前年に比べ 107 人少なく、死傷者数につきましても 12 人と、前年より 18 人少なくなっています。

しかしながら、平成 25 年に策定された第 12 次労働災害防止計画の中で掲げた、「平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上死傷者の数（各期間中（5 年間）の合計値）を 20%以上減少させる」目標に反し、平成 25 年及び 26 年の熱中症による死傷者数の年平均人数は 477 人と、前期 5 年間の年平均死傷者数 390 人を上回っている状況であり、引き続き基本対策で示している熱中症予防対策の的確な実施が必要であります。

つきましては、建設業及び建設現場に付随して行う警備業の職場での熱中症予防対策の重点的な実施について、全建を通じ厚生労働省労働基準局安全衛生部長より別添のとおり協力依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。